

令和5年12月

公衆浴場法の手引 (2号施設用)



港区みなと保健所

目 次

1	法の目的	2
2	根拠法令	2
3	許可の必要な範囲	2
4	許可の種別	2
5	公衆浴場業の許可	
	（1）許可手続きのフローチャート	3
	（2）許可の手続き	3
6	営業許可申請・特例承認申請	
	（1）営業許可申請	4
	（2）特例承認申請	4
7	保健所への届出等	
	（1）変更届	5
	（2）停止届及び廃止届	5
	（3）営業の承継	5
8	構造設備の基準	7
9	維持管理の基準	11
10	資料	14
11	港区公衆浴場法施行条例が制定され、 平成24年4月1日から施行されました。	16
12	港区公衆浴場法施行条例が改正され、 令和4年1月1日から施行されました。	16
13	公衆浴場法が改正され、 令和5年12月13日から施行されました。	17
※ 関係法令		
①	公衆浴場法	18
②	公衆浴場法施行規則	21
③	港区公衆浴場法施行条例	24
④	港区公衆浴場法施行細則	31

1. 法の目的

公衆浴場について、換気、採光、照明、保温、清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じ、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的とします。

2. 根拠法令

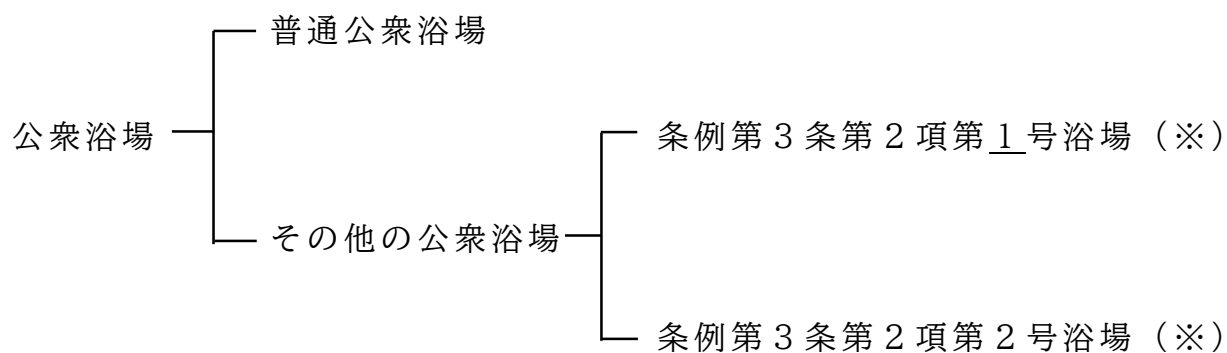
- 公衆浴場法 (以下「法」といいます。)
- 公衆浴場法施行規則 (以下「規則」といいます。)
- 港区公衆浴場法施行条例 (以下「条例」といいます。)
- 港区公衆浴場法施行細則 (以下「細則」といいます。)

3. 許可の必要な範囲

浴場業として経営することが、社会性をもって行われ、かつ反復継続の意思をもってなされる場合は、許可の対象となります。

入浴者が不特定多数であることや、対価をとることのみが、許可の対象となるわけではありません。

4. 許可の種別

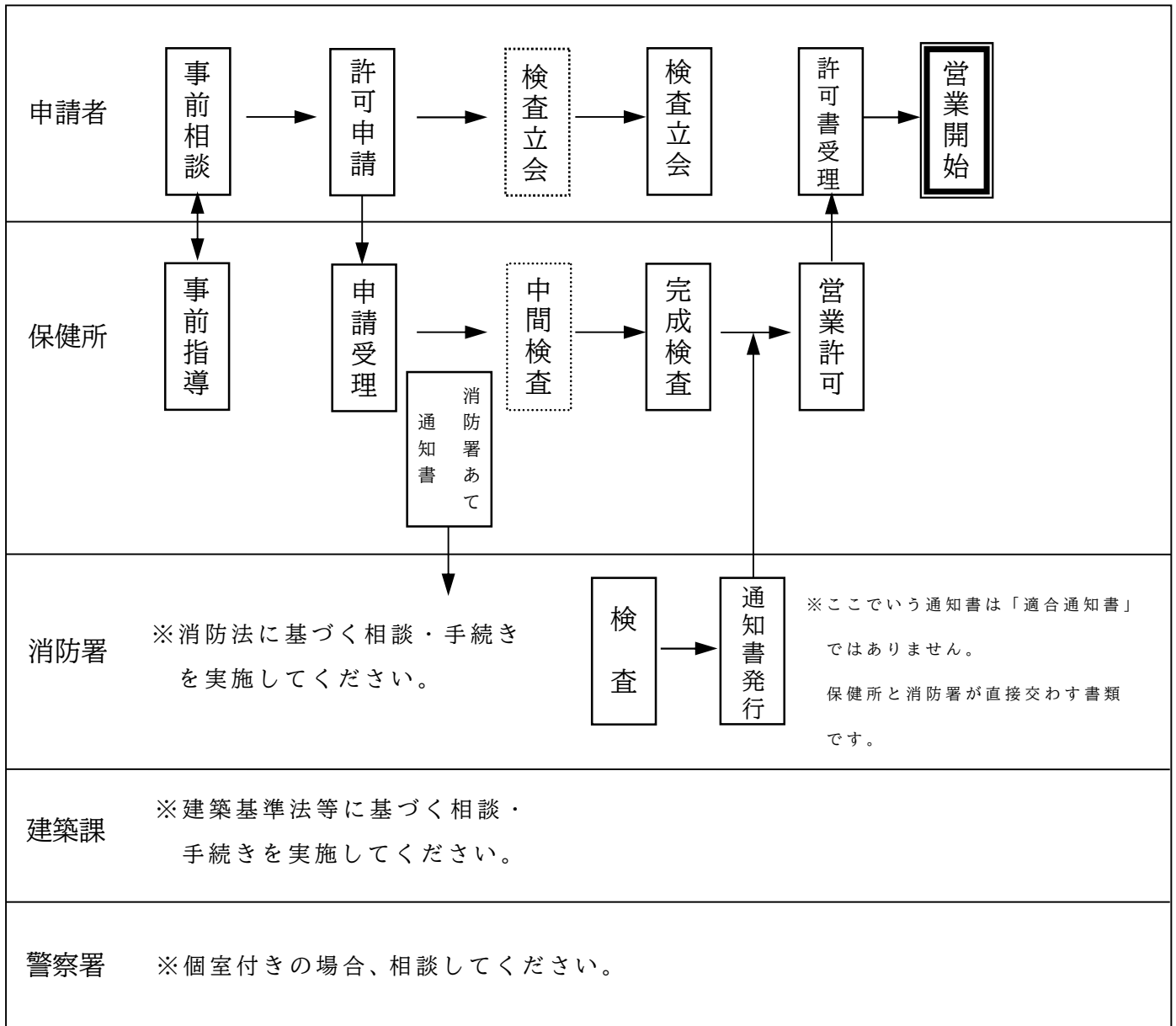


※ 1号浴場とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する公衆浴場をいいます。

※ 2号浴場とは、サウナ、岩盤浴、スーパー銭湯、スポーツ施設・エステティックサロンに付帯する浴槽等をいいます。

5. 公衆浴場業の許可

(1) 許可手続きのフローチャート



(2) 許可の手続き

- ① 施設の設計段階で、公衆浴場関係法令で定める構造設備基準に適合しているか、保健所に相談してください。(施設平面図を持参する)
- ② 営業許可申請書を、正副2部提出してください。
- ③ 竣工後の施設の完成検査等に立ち会ってください。
- ④ 保健所長の許可を得て営業が開始できます。(営業許可書受領)

6. 営業許可申請・特例承認申請

(1) 営業許可申請

<提出書類> ※下記書類を**正副2部**提出してください。

- ① 営業許可申請書（細則第1号様式）
- ② 構造設備の概要
- ③ 申請者が法人の場合、定款又は寄附行為の写し
- ④ 申請者が法人の場合、登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 公衆浴場を中心とした見取図（半径300メートル、縮尺2000分の1以上のもの）
- ⑥ 建物配置図、平面図、正面図、側面図及び断面図（縮尺100分の1以上のもの）
- ⑦ 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- ⑧ 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要（ろ過器含む）

<許可申請手数料>

22,000円

※一度納めた許可申請手数料は、都合により申請を取り下げる場合でも、港区保健衛生事務手数料条例の規定により、お返しすることができません。

※次の場合も、あらたに許可を受ける必要があります。

① 経営主体が変わる場合

（相続、合併、譲渡等により地位を承継する場合を除く）

例：個人⇔法人、A⇔B

② 増改築等で構造設備が、初めの許可内容と同一性を失う場合

例：50%以上の内部改造、100%以上の増改築

③ 浴場の種別の変更

例：普通公衆浴場⇔その他の公衆浴場

(2) 特例承認申請

港区公衆浴場法施行条例第3条第1項第18号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であって、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができます。

<18号の基準>

脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ場外から見通せない構造とすること。

<提出書類>

「**特例承認申請書**」を**正副2部**提出してください。

7. 保健所への届出等

(1) 変更届

次のような場合、10日以内に変更届を提出してください。

- ① 営業者の住所変更、改姓
- ② 営業者が法人の場合で、法人の名称、事務所の所在地や代表者が変わったとき。(登記事項証明書を添付)
- ③ 施設名称の変更
- ④ 構造設備の変更(変更部分に関する仕様書及び図面を添付)
注) 規模の大きな構造設備の変更は、許可の取り直しです。
事前に保健所に相談してください。
- ⑤ 管理者の変更

(2) 停止届及び廃止届

- ① 営業の全部または一部を停止した場合、10日以内に停止届を提出してください。
- ② 営業を廃止した場合、10日以内に廃止届を提出してください。

(3) 営業の承継 (※いずれの場合も、詳細については保健所にお尋ねください。)

次の場合は、その旨を遅滞なく届け出てください。

1) 譲渡による承継

許可を受けていた営業者から事業譲渡を受けた場合、その譲受人(譲渡された者)は当該営業者の地位を承継します。この場合、その旨を遅滞なく届けなければなりません。

<必要書類>

- ・公衆浴場営業承継届(細則第5号様式の2)
- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類
- ・届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2) 相続による承継

<必要書類>

- ・公衆浴場営業承継届(細則第6号様式)
- ・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図
- ・相続人の同意書

3) 法人の合併による承継

<必要書類>

- ・ 公衆浴場営業承継届（細則第7号様式）
- ・ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

4) 法人の分割による承継

<必要書類>

- ・ 公衆浴場営業承継届（細則第8号様式）
- ・ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

8. 構造設備の基準

●…条例・規則、○…指針等

項目	基準
施設	<ul style="list-style-type: none"> ●下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設ける。 ●脱衣室及び浴室は、浴場外から見通せない構造とする。
下足場	<ul style="list-style-type: none"> ●下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設ける。 ●履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設ける。
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ●下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設ける。 ●適当な広さのものを設ける。 ●脱衣室は、浴場外から見通せない構造とする。 ●男女を区別し、境界には障壁を設け、相互に見通せない構造とする。 ●床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いる。 ●入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、保管するための設備を設ける。 ●床面において 20 ルクス以上の照度を有する。(維持管理基準参照) ●室内を適温に保つために必要な設備を設ける。 ●換気のための開口部、又は機械換気設備を設ける。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ●下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設ける。 ●適当な広さのものを設ける。 ●浴室は、浴場外から見通せない構造とする。 ●男女を区別し、境界には障壁を設け、相互に見通せない構造とする。 ○障壁の高さは、概ね 1.8m 以上を標準とする。 ●浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設ける。 ○取り外しのできるシャワーで湯及び水が利用できるもの場合、湯及び水栓 1 個として算定できる。 ●床面において 20 ルクス以上の照度を有する。(維持管理基準参照) ●室内を適温に保つために必要な設備を設ける。 ●換気のための開口部、又は機械換気設備を設ける。 ●床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとする。 <p><洗い場></p> <ul style="list-style-type: none"> ●適当なこう配をつけ、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とする。 ●洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにする。

<p>浴 槽 ※設ける場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気・熱湯を接触させない設備を設ける。 ● 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設ける。
<p>屋外浴槽 (露天風呂) ※設ける場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外の浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、適当な広さのものを設ける。 ● 屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とする。 ● 屋外には、洗い場は設けない。 ● 屋外の浴槽の境界には、隔壁を設ける等により男女を区別し、また外部からも見通せない構造とする。
<p>レジオネラ症 防止対策 ※対象の場合</p>	<p>ろ過器その他の設備(以下「ろ過器等」という。)を使用して 浴槽水を循環させる場合の構造設備基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されている。 ○ ろ過能力は1時間あたり浴槽の容量以上がのぞましい。集毛器は清掃しやすい位置、構造とすること。 ● ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。 ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造である。 ● 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造である。 ● 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造である。 ● 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造である。 ● 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造である。 ● 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合、点検、清掃及び排水を行える構造である。 ○ 気泡発生装置等は、内部や配管下部において水が滞留しないよう排水できる構造とする。空気取入口は、土ぼこりが混入しないよう屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置する。

<p>熱気室 (サウナ等) ※設ける場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○床面は、清掃が容易な構造で、清掃水が完全に排水できる排水口を設ける。 ○蒸気・熱気放出口等は、入浴者に直接接触させない構造とし、パイプ等は断熱材等で覆う。 ○換気のため、給気口は室内の最も低い床面に近接する位置に、排気口は天井に近接する位置に設ける。 ●内部の状態が容易に見通せる窓その他の装置を設けること。 ●適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。 ○温度計は室内の温度が、室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。
<p>便所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設ける。 ●入浴者の用に供する施設のある各階（待合室、脱衣室、浴室のある各階）に、入口から男子用及び女子用を区別して設ける。 ●流水式手洗い設備を設ける。 ○流水式手洗い設備は原則として上下水道に直結している。 ○便所に窓を設けることができない場合は、換気設備を設ける。 ○男子専用施設において女子従業員がいる場合には女子従業員便所も設ける。（逆の場合も同じ）
<p>飲料水 ※設ける場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の蛇口を出来る限り設置することが望ましい。 ●飲料水の表示をすること。 ●水質は、水道法に定める水質基準に適合する。 ●飲料水は、浴用貯水槽を経由させない。
<p>貯湯槽 ※設ける場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○点検、清掃が容易な構造である。 ○可能な限り浴槽の近くに設置する。 ○貯湯槽内の湯の消毒ができる設備を設ける。 ○温度計は槽内の温度が把握できる場所に設置させるが、貯湯槽の上部と下部それぞれに設置することが望ましい。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タオル、パンツ、ガウン等を利用者に貸与する場合は、管理者の管理のもとに貸与され得る場所に保管設備を設ける。 ● 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けない。 ● 貯水槽及び調節槽は、ふた付きとすること。 ● 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。 ● かま（ボイラー）は、浴槽水と上がり湯とが、混合しないものを用いること。
<p>基準の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱衣室、浴室の基準である「それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること」について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であって、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。 ○ 基準を緩和する例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一施設を日別又は時間別に男女を分けて使用する場合 ・ 風紀を乱すおそれのない場合で、男女が裸身等で同一浴室を同時に利用する場合（例：館内着等を着用しての利用） ※ 詳細については、個別の案件ごとに担当者によく確認すること。

9. 維持管理の基準

●…条例・規則、○…指針等

項 目	基 準
清潔の保持	●入浴者が直接利用する下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛け等の施設及び設備は、毎日1回以上清掃又は洗浄し、常に清潔を保持する。
換 気	●脱衣室、浴室に機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行う。換気のための開口部は、常に開放しておく。
排 水	●洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにする。
照 度	●入浴者が直接利用する場所（下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下等）は、床面において20ルクス以上の照度を有する。
殺虫・消毒	●脱衣室及び便所は、毎月一回以上消毒する。 ●ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月一回以上点検し、適切な防除措置を講ずる。
浴槽水の衛生	●浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には清浄な湯水を十分に補給する。 ●浴槽水は、1日1回以上換水する。 ●浴槽水の水質基準は、次のとおりとする。 イ 濁度 5度以下 ロ 過マンガン酸カリウム消費量 25mg/l以下 ハ 大腸菌群数 1ml中に1個以下 ニ レジオネラ属菌 検出されないこと

<p>レジオネラ症 対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合は次のイ～ホの措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等を行い、汚れの除去及び消毒をする。 ロ 循環配管内部は、1週間に1回以上消毒する。 (残留塩素濃度を5~10mg/l以上に調整した浴槽水を循環系統に3~4時間循環させる、もしくは60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分間循環させる。水位計配管や気泡発生装置などについても消毒を行う) ハ 集毛器は毎日清掃する。 ニ 浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、遊離残留塩素濃度を0.4mg/l以上に保持する。 これにより難しい場合は次の①又は②を行いレジオネラ属菌が検出されない水質を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 塩素系薬剤による消毒と他の消毒方法を併用する方法 ② モノクロラミンによる消毒方法(モノクロラミン濃度を3mg/l以上に保つ) ホ 浴槽水中のレジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を実施する。 (レジオネラ属菌の水質検査は循環系統ごとに実施する) ●貯湯槽の管理(使用するとき) <ul style="list-style-type: none"> イ 内部の汚れ等を随時点検し、1年に1回以上清掃・消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去する。 ロ 内部の湯を60℃以上に保持する。これにより難しい場合は塩素系薬剤で湯を消毒する。 ●調節槽を使用するときは、内部の汚れ等について随時点検し、清掃は年に1回以上、消毒は1週間に1回以上行い、ぬめり等の汚れを除去する。 ●以下の維持管理記録等は3年間保存する。 <ul style="list-style-type: none"> イ 貯湯槽、ろ過器等及び調節槽の清掃、消毒、点検等に関する記録 ロ 浴槽水の水質検査結果
<p>タオル、くし、 かみそり等の 貸与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は、未使用のもの又は消毒済みのものを貸与する。 ○使用前のものと使用後のものは、明確に区別する。使用前のものは、管理者の管理のもとに貸与され得る場所に、保管のための設備を設ける。 ●かみそりは、未使用のものを貸与する。また、使用済みのかみそりを放置させない。

<p>物品の販売</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 物品の販売を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。 ○ アルコールの販売を行うときは、入浴後とし、脱衣室及び浴室では販売しない。
<p>風 紀</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 7歳以上の男女を混浴させない。 ※「混浴」とは、男女が裸身等で同一浴室（浴槽）を同時に利用する場合で、かつ風紀を乱すおそれのある場合をいう。 ● 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告、又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けない。
<p>管 理 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設ごとに管理者を設置する。
<p>入浴者に対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝染性の疾病にかかっていると認められる者を入浴させない。 ● 入浴者に浴槽内を著しく不潔にするなど、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせない。
<p>利用上の注意事項の掲示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ サウナ、水浴槽の使用方法の掲示 利用者の見やすい場所に使用方法を明示する。 ※表示例は資料を参照

10. 資料

(維持管理記録票例)

(年 月分) 施設名:

(浴槽名

)

点検日		残留塩素濃度測定結果			浴槽水の換水	集毛器の清掃	ろ過機の逆洗	ろ過機と配管の消毒	水質検査
日	曜	開始後	中間時	終了前					
記入例	木	1.0	0.7	0.6	○	○	○	○	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
記入方法	測定値を記入 (mg/リットル)				実施した日に○をつける				
基準	0.4 mg/リットル以上				毎日実施	週1回以上実施			

(サウナの使用方法の掲示例)

サウナ風呂をご利用の皆様へ

- 1 次の方は、入浴をご遠慮ください。
 - ① 医師から、熱気浴、温水浴を禁じられている方。
 - ② 伝染性の病気にかかっている方。
 - ③ 心臓系に異常のある方。
 - ④ ひどく疲れている方。
 - ⑤ 酒気を帯びている方。
- 2 他の入浴者に迷惑をかけるおそれのある行為は、ご遠慮ください。
- 3 浴室、サウナ室での次の行為は、おやめください。
 - ① 喫煙
 - ② 新聞、雑誌等の持ち込み
 - ③ 飲食物の持ち込み
- 4 メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますのでご注意ください。

(水浴槽の使用方法の掲示例)

水浴槽を利用する方をお願い

- 1 心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮ください。
- 2 水浴する前には、必ず、足元、ひざ、大腿部、上半身の順に水をかけてから入るようにしてください。

1 1. 港区公衆浴場法施行条例が制定され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。

『条例第 3 条第 2 項第 2 号へ』で、「熱気による入浴設備を設けるときは、容易に内部の状況が確認できる窓その他の装置を設けること」と明確に定められました。

なお、経過措置として、「現に経営の許可を受けている営業の施設に対してはこの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において熱気による入浴設備を新設し、増設し、又は変更する場合における当該入浴設備については、この限りでない。」と定められています。

すでに許可を受けている施設でも、「容易に内部の状況が確認できる窓その他の装置を設けること」が必要になる場合がありますのでご注意ください。

1 2. 港区公衆浴場法施行条例が改正され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されました。

国の示す「公衆浴場における衛生等管理要領（以下「要領」といいます。）」が改正され、レジオネラ症対策強化のための構造設備基準や衛生措置基準が追加されるとともに、公衆浴場における混浴制限年齢の引下げが行われました。

港区においても、要領改正の趣旨を踏まえ、条例及び細則の一部改正を行いました。

主な改正は以下のとおりです。

<新設> 気泡発生装置等の構造設備基準について（条例第 3 条）

気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造としてください。

（注意）条例施行日（令和 4 年 1 月 1 日）時点で、「既に許可を受けて営業を行っている施設」「許可の申請をしている施設」は、この基準は適用されません。ただし、これらの施設であっても、「営業者が変更になる場合」や「気泡発生装置等の設備を新設、増設、変更する場合」はこの基準が適用されることとなりますのでご注意ください。

さい。

<新設> 調節槽の衛生措置基準について（条例第 3 条、細則第 12 条）

調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、内部の清掃は 1 年に 1 回以上、内部の消毒は週に 1 回以上行い、ぬめり等の汚れを除去するようにしてください。

<改正> 貯湯槽の衛生措置基準について（条例第 3 条）

貯湯槽の範囲について、「温泉水」から「全ての温水」を貯留する槽に対象が拡大されました。

<改正> 浴槽水の消毒方法について（条例第 3 条、細則第 11 条）

浴槽水の消毒方法について、「塩素系薬剤」「塩素系薬剤とその他の方法による消毒の併用」のみでしたが、「モノクロラミンによる消毒」が追加されました。「モノクロラミンによる消毒」の場合、その濃度は 3mg/L 以上になるようにしてください。

<改正> 混浴制限年齢（条例第 3 条）

「10 歳以上の男女を混浴させないこと」から「7 歳以上の男女を混浴させないこと」に引き下げられました。

1 3 . 公衆浴場法が改正され、令和 5 年 12 月 13 日から施行されました。

事業譲渡について、営業者は新たに許可を取得することなく地位を承継できるようになりました。営業を譲り受けた者は、遅滞なく承継届（第 5 号様式の 2）をご提出ください。

公衆浴場法

(昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 139 号)

最終改正 令和 5 年 12 月 13 日

第 1 条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。

第 2 条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第 2 項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第 1 項の許可に必要な条件を附することができる。

第 2 条の 2 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が当該浴場業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該浴場業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該浴場業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第 3 条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

第4条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第5条 入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第6条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に公衆浴場に立ち入り、第2条第4項の規定により付した条件の遵守若しくは第3条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第7条 都道府県知事は、営業者が、第2条第4項の規定により付した条件又は第3条第1項の規定に違反したときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第8条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第2条第1項の規定に違反した者
- 二 第7条第1項の規定による命令に違反した者

第9条 第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二千元以下の罰金に処する。

第10条 次の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

- 一 第4条又は第5条第2項の規定に違反した者
- 二 第4条の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第5条第1項の規定に違反した者

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第8条、第9条又は前条第1号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料を科する。

公衆浴場法施行規則

(昭和 23 年 7 月 24 日 厚生省令第 27 号)

最終改正 令和 5 年 12 月 13 日

第 1 条 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- 二 公衆浴場の名称及び所在地
- 三 公衆浴場の種類（温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあっては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。）
- 四 営業施設の構造設備
- 五 その他都道府県知事が定める事項

第 1 条の 2 法第 2 条の 2 第 2 項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
- 二 浴場業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 譲渡の年月日
- 四 公衆浴場の名称及び所在地

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

第 2 条 法第 2 条の 2 第 2 項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 公衆浴場の名称及び所在地

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本又は不動産等規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第3条 法第2条の2第2項の規定により合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 公衆浴場の名称及び所在地

2 前項の届書には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

第3条の2 法第2条の2第2項の規定により分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 公衆浴場の名称及び所在地

2 前項の届書には、分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

第4条 浴場業を営む者は、第1条の申請書若しくは前4条の届書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止若しくは廃止したときは、十日以内にその公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

第5条 次に掲げる場合は、法第4条ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者（以下「患者」という。）を入浴させることができる。

- 一 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第4条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合
- 二 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

第6条 法第6条第1項の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第2項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

第7条 第4条に規定する届出の期限が地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条の2第1項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなす。

港区公衆浴場法施行条例

(平成 24 年 3 月 23 日 港区条例第 15 号)

最終改正 令和 3 年 10 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を定めるものとする。

(設置の場所の配置の基準)

第 2 条 法第 2 条第 3 項の規定による条例で定める設置の場所の配置の基準は、温湯等を使用し、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの（以下「普通公衆浴場」という。）の設置場所が、既設の普通公衆浴場と二百メートル以上の距離（浴場本屋の四壁中最近の部分間でこれを測定する。）を保たなければならないこととする。ただし、土地の状況、構造設備、予想利用者の数、人口密度等を考慮し、区長が公衆衛生上必要であると認める普通公衆浴場の設置場所については、この限りでない。

2 法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けた公衆浴場のうち、普通公衆浴場以外の公衆浴場（以下「その他の公衆浴場」という。）を普通公衆浴場に変更しようとするときは、前項の規定を適用する。

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

第 3 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において二十ルクス以上の照度を有するようにすること。

二 浴場の施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日一回以上掃除し、又は洗浄すること。

三 脱衣室及び便所は、毎月一回以上消毒すること。

四 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月一回以上

点検し、適切な防除措置を講ずること。

五 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。

六 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準（ハ及びニの基準を除く。以下この号において同じ。）により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

イ 濁度は、五度以下とすること。

ロ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラム以下とすること。

ハ 大腸菌群数は、一ミリリットル中に一個以下とすること。

ニ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

七 浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。

八 浴槽水は、一日一回以上換水すること。

九 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。

イ 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

ロ 貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

十 ろ過器その他の設備（以下「ろ過器等」という。）を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

イ ろ過器は、区規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

ロ 浴槽水を循環させるための配管は、区規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ハ 集毛器は、区規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

ニ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、区規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ 浴槽水については、区規則で定めるところにより、定期的に水質検

査を行うこと。

十の二 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

十一 前3号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

十二 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。

十三 タオル、くし等を入浴者に貸与するときは、未使用のもの又は消毒済みのものを貸与すること。

十三の二 かみそりを入浴者に貸与するときは、未使用のものを貸与することとし、使用済みのものを放置させないこと。

十四 七歳以上の男女を混浴させないこと。

十五 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。

十六 下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設けること。

十七 下足場には、入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

十八 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。

十九 脱衣室の床面積は、男女各十五平方メートル以上とすること。

二十 脱衣室の床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。

二十一 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

二十二 入浴者用便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に、男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗い設備を設けること。

二十三 脱衣室及び浴室には、採光のための設備を設けること。

二十四 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。

二十五 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。

二十六 洗い場の床面積は、男女各十五平方メートル以上とすること。

二十七 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。

- 二十八 洗い場には、浴室の床面積五平方メートルにつき、湯栓及び水栓を各一個以上設け、湯又は水であることを表示すること。
- 二十九 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。
- 三十 浴室内の浴槽の床面積は、男女各四平方メートル以上とすること。
- 三十一 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設けること。
- 三十二 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。
- イ 屋外の浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
 - ロ 屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
 - ハ 屋外には、洗い場を設けないこと。
 - ニ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。
- 三十三 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。
- 三十四 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
- イ ろ過器は、十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。
 - ロ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - ハ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
 - ニ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
 - ホ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ヘ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ト 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。
- 三十五 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。
- 三十六 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。

- 三十七 かまは、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。
- 三十八 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設けること。
- 三十九 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をし、飲料水の水質については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 1 項各号に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に定める水質基準に適合するものとし、飲料水については、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。
- 四十 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第 1 号に掲げる公衆浴場にあつては前項第 1 号から第 15 号まで、第 2 号に掲げる公衆浴場にあつては同項第 1 号から第 16 号まで、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 24 号、第 25 号、第 27 号、第 29 号、第 31 号及び第 33 号から第 40 号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 1 号に該当する公衆浴場

- イ 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと。
- ロ 従業員に、風紀を乱すおそれのある行為を行わせないこと。
- ハ 各個室の床面積は、五平方メートル以上とすること。
- ニ 待合室は、適当な広さのものを設けること。
- ホ 従業員用休憩室は、適当な広さのものを設け、従業員用鍵付きロッカーを備えること。
- ヘ タオルの保管戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること。
- ト 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗い設備を設けること。
- チ 個室は、個室の出入口から見通しの利く構造配置とすること。
- リ 個室の出入口は、幅〇・七メートル以上、高さ一・八メートル以上とし、扉等を設けるときは、その扉等の適当な位置に、〇・三メートル平方以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、遮蔽物を設けないこと。この場合において、扉には、鍵を付けないこと。
- ヌ 個室には、使用の度に浴槽水を取り替えることができる浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。
- ル 個室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設け

ること。

ヲ 個室には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を収納するための設備を設けること。

ワ 個室内の照明用電灯は、一つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること。

カ 個室には、蒸し機等熱気による入浴設備を設け、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

ヨ 個室には、入浴に必要なでない物を置かないこと。ただし、入浴者の所持する物は、この限りでない。

タ 午前零時から午前六時までの時間において営業を行わないこと。

二 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

イ 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

ロ 脱衣室は、適当な広さのものを設けること。

ハ 浴室は、適当な広さのものを設けること。

ニ 浴室には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。

ホ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

ヘ 熱気による入浴設備を設けるときは、容易に内部の状況が確認できる窓その他の装置を設けること。

ト 屋外に浴槽を設けるときは、前項第32号の規定に準じた構造とすること。

チ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗い設備を設けること。

- 3 営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、営業の施設ごとに管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業の施設については、この限りでない。

(基準の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第19号、第26号、第28号及び第30号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第18号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の

規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であって、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第5条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法第2条第1項の規定により経営の許可を受けている営業の施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第2条の規定による改正後の条例第3条第1項第34号トの規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

港区公衆浴場法施行細則

(平成 24 年 3 月 23 日 港区規則第 13 号)

最終改正 令和 5 年 12 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）及び港区公衆浴場法施行条例（平成 24 年港区条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し、公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可申請)

第 2 条 省令第 1 条の申請書は、第 1 号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 一 公衆浴場を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路及び公衆浴場等の見取図（縮尺二千分の一以上のもの）
- 二 建物配置図、平面図、正面図、側面図及び断面図（縮尺百分の一以上のもの）
- 三 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- 四 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- 五 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2 前項の申請書を提出する者が、条例第二条第一項に規定する普通公衆浴場を借り受けて経営するものであるときは、前項第一号から第四号までに掲げる書類(第二号にあっては、平面図を除く。)を省略することができる。

(営業許可書の交付等)

第 3 条 区長は、法第 2 条第 1 項の規定により許可をしたときは、第 2 号様式による公衆浴場営業許可台帳を作成し、第 3 号様式による公衆浴場営業許可書を交付するものとする。

2 区長は、法第 2 条第 2 項の規定に基づき許可をしないときは、第 4 号様式による公衆浴場営業不許可通知書により通知するものとする。

(営業開始届)

第 4 条 法第 2 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、公衆浴場の営業を開始しようとするときは、第 5 号様式による公衆浴場営業開始届を区長に

提出しなければならない。ただし、条例第2条第1項に規定する普通公衆浴場の営業を借り受け、若しくは譲り受けて開始するとき又は同条第2項に規定するその他の公衆浴場の営業を開始しようとするときは、この限りでない。

(承継の届出)

第4条の2 省令第1条の2の規定による譲渡の届出をしようとする者は、第5号様式の2による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、届出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書を添付しなければならない。

第5条 省令第2条の規定による相続の届出をしようとする者は、第6号様式による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

第6条 省令第3条の規定による合併の届出をしようとする者は、第7号様式による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、届出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書を添付しなければならない。

第7条 省令第3条の2の規定による分割の届出をしようとする者は、第8号様式による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、届出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 省令第4条の規定による届出をしようとする者は、第9号様式による公衆浴場営業許可事項変更届又は第10号様式による公衆浴場廃止(停止)届を区長に提出しなければならない。

(患者を入浴させるための許可申請)

第9条 法第4条ただし書の規定により区長の許可を受けようとする者は、第11号様式による患者入浴許可申請書を区長に提出しなければならない。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第 10 条 条例第 3 条第 1 項第 9 号イの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2 条例第 3 条第 1 項第 9 号ロの区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第 11 条 条例第 3 条第 1 項第 10 号イの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2 条例第 3 条第 1 項第 10 号ロの規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3 条例第 3 条第 1 項第 10 号ハの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4 条例第 3 条第 1 項第 10 号ニただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が 1 リットルにつき 3 ミリグラム以上になるように保つこと。

5 条例第 3 条第 1 項第 10 号ホの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

(調節槽を使用するときの措置)

第 12 条 条例第 3 条第 1 項第 10 号の 2 の規定による調節槽内部の清掃は 1 年に 1 回以上行い、消毒は 1 週間に 1 回以上行うものとする。

(基準の特例の承認申請)

第 13 条 条例第 4 条の規定により基準の特例の承認を受けようとする者は、第 12 号様式による特例承認申請書に承認を受ける必要を証する書類を添え、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の基準の特例を承認したときは第 13 号様式による特例承認書を交付し、基準の特例を承認しないときは第 14 号様式による特例不承認通知書により通知する。

3 新たに公衆浴場を設置しようとする者が第 1 項に規定する申請をする場合は、第 2 条の規定による営業許可申請と同時に行わなければならない。

付則

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

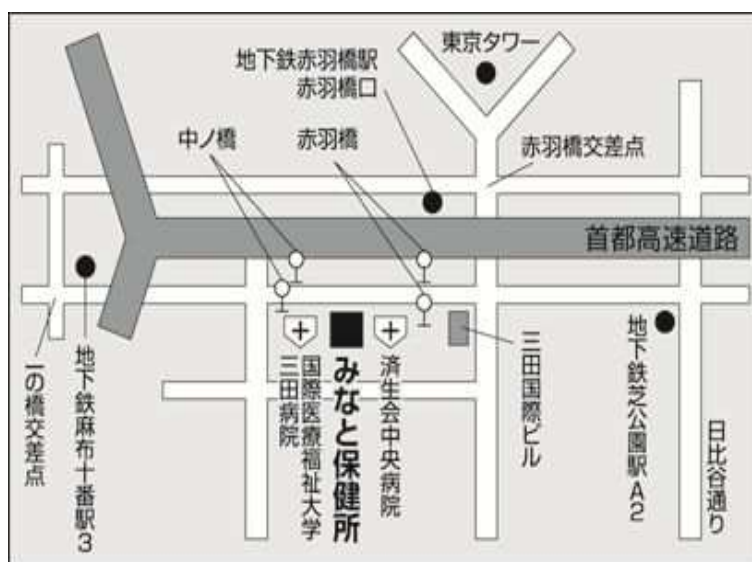
みなと保健所の施設案内

電車

- ・ 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口出口：徒歩 5分
- ・ 都営地下鉄三田線 芝公園駅 A2出口：徒歩 10分
- ・ 東京メトロ南北線 麻布十番駅 3番出口：徒歩 12分

バス 赤羽橋駅前下車

- ・ 都営バス 都06 渋谷駅前～新橋駅前
橋86 目黒駅前～新橋駅前
- ・ 東急バス 東98 東京駅丸ノ内南口～等々力操車所前
- ・ ちいバス田町ルート 田町駅東口～六本木ヒルズ



お問い合わせは、こちらまでどうぞ
生活衛生課 環境衛生指導係

〒108-8315 港区三田1-4-10
みなと保健所 5F

☎ (03) 6400-0042 (ダイヤルイン)
(03) 3455-4470 (FAX)

公衆浴場法の手引 (改訂版)
令和5年(2023年)12月発行
発行 みなと保健所生活衛生課